

市民文教常任委員会会議録

平成21年6月5日（金）

（開 会） 13：00

（閉 会） 14：58

○ 委員長

ただ今から、市民文教委員会を開会いたします。「所管事務の調査について」を議題といたします。お手元に配布してありますとおり、執行部から所管事務調査資料が提出されています。資料の補足説明につきましては省略いたしますので、それぞれご一読願います。

それでは、質疑に移ります。調査における質疑は、部ごとに区切って行います。はじめに市民環境部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 瀬戸委員

市民環境部についてということで、クリーンセンターの委託管理について少しお聞きをさせていただきたいと思えます。クリーンセンターの溶融炉の運転管理メンテナンスを新日鉄が行っているということで、先日も一度、ゴミ袋の件のときにお聞かせいただいた記憶がありますが、今、その新日鉄が委託を、運転管理をしなくては、他のところにさせている経緯がないということでありましたが、その辺は間違いございませんか。

○ 環境施設課長

現在、新日鉄関連の日鉄環境プラントサービス、今名前が変わってソリューションズになっておりますが、そちらのほうに運転整備及び運転管理の委託をいたしております。間違いございません。

○ 瀬戸委員

運転管理、メンテナンス管理だと思うんですけど、いわゆる炉のですね補修等とか耐火材の補修とかありますよね、それとか清掃の中の溶融灰ですか、そういう清掃に関してはその今言った日鉄環境プラント、今名前変わっているんですかね、そこが直接やっているわけですか。

○ 環境施設課長

細かいことはわかりませんが、基本的に点検整備の中で、日鉄環境プラントソリューションズの方に委託しているという状況でございます。

○ 瀬戸委員

その先がどうなっているか分からないという、まあそこに任せているから後はどういうふうにされているか分からないということですかね。

○ 環境施設課長

基本的に日鉄環境プラントソリューションズの方で委託しておりますが、先ほどのお話の、例えば溶融炉の清掃関係につきましても、点検整備のようするに、1炉2炉ございますが、その休止期間に日鉄環境プラントソリューションズ、そこに現場の職員で清掃業務をやっております。

○ 瀬戸委員

私が聞くところによると、何か耐火材の補修とか色々な、そういう清掃の関係も下請けに出してあるということを聞いておりますが、その辺は市のほうとしましては関知しないと、わからないということですかね。

○ 環境施設課長

先ほど申し上げましたように、飯塚市といたしましては日鉄環境プラントソリューションズのほうに委託しておりますので、当然その中でですね、整備計画に基づいて実施しておるといふふうに考えております。

○ 瀬戸委員

日鉄環境プラントソリューションズさんには、年間どのくらいの委託管理料を払ってあるんでしょうか。

○ 環境施設課長

先ほど、お話しあげましたように、清掃工場の運転管理及び運転溶融炉点検整備委託として約2億9000万円程度でございます。

○ 瀬戸委員

年間ということですね。これですね、いわゆるそういう補修関係とか清掃関係ですね、こういうものを切り離れたとき、切り離してやっているとことがあるということも聞いているのですが、委託料が少し安くなると、先日ゴミ袋の件のときも言ったと思うんですが、そういうものを少しでも安くしていくと、ゴミ袋の値上げもしなくていいんじゃないかとかいうこともでてくると思うんですね。その辺は委託、今言ったその分を切り離して、その地元業者さんが、指名を出してある方がいらっしゃればですね、そこで入札をしてやるのかという、そういうふうな方法は考えられたことございますか。

○ 環境施設課長

質問者ご指摘のように、現在ですね1年間の安定稼働という形の中で、日鉄環境ソリューションズに委託しております。その中につきましても、わたしども、向こうの日鉄環境ソリューションズの会社の操業本部長及び現場の所長等々についてですね、実際に中枢部門につきましては色々な形のなかで、難しい技術的なものがございます。それ以外で実際やれることはないかと、いうことは今縷々協議いたしております。

○ 瀬戸委員

縷々協議してあるということは、そういうふうなことで切り離せるとか、切り離していこうという考えもお持ちだということでしょうか。

○ 環境施設課長

現在、具体的に今はどこはどこという形でまだ申し上げることはできませんが、できる限り通常のメンテナンス以外にですね、できるというところも若干あるだろうというふうに我々も考えております。例えば今年度に軽量装置関係は実際に切り離れた中で実施する予定でございます。

○ 瀬戸委員

最後に資料要求をいたしたいと思いますが、過去三年間のそういう補修工事と、それと清掃工事との、どういうものやってきたかということがわかれば、資料を出して頂けますでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします

休憩 13:15

再開 13:15

委員会を再開いたします。

○ 瀬戸委員

今日出せないということですから、また後日個人的にいただきにお伺いしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 田中委員

資料の12ページの生ゴミ処理機の過去3年間の実績についてお尋ねをいたしますが、特に電動生ゴミ処理機ですが、18年度、19年度、20年度の3年間記載されておりますが、旧

筑穂町を除いて18年度から19年度が激減しております。半分以下、4分の1ぐらいのところもありますが、これは補助上限が3,000円少なくなったので減少したのか、それとも需要そのものが減っているのか、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○ 環境整備課長

減の要因につきましては、私どもといたしましては需要そのものが減ってきているというふうに考えております。

○ 田中委員

わかりました。これに若干関連したことでお聞きしたいことがあります。ゴミ袋の値上げも実施されております。当然以前からずっと問題でありました、不法投棄あたりも今後増加するようなことも十分危惧されるんですが、この不法投棄の件数は今どのような傾向にあるのかお尋ねいたします。

○ 環境施設課長

恐れ入ります。お手元の所管事務調査資料の30ページをお願いいたします。こちらの方にそれぞれ不法投棄件数という形の中で、地区ごとに飯塚地区、それから穂波、筑穂、それから庄内、颯田地区と書いております。実際にですね、委員ご指摘のように飯塚地区につきましては平成18年をベースにいたしても31%ほど減少しておりますが、穂波、筑穂、庄内、颯田につきましては前年比、若干増減があっております。実際、今飯塚地区につきましては直営班の環境パトロールを2台、それからそれ以外の地区につきましては、穂波、筑穂、それから庄内、颯田につきましては、シルバー人材センターの方で環境パトロールを巡回いたしております。そういう形の中で、今現在私どもも、特に増加箇所につきましては、不法投棄看板の設置、それから特に目につくところにつきましては、改修をしております。実際、前年度、龍王林道それから大山林道につきましては改修をしております。以上です。

○ 田中委員

飯塚地区が平成14年度9月から不法投棄監視カメラを設置して成果をあげていると、いうふうに記載されておりますが、飯塚地区は19年度は増えていますが20年度は減少しております。ひとつはその監視カメラに馴れてきたというのもひとつあるかと思いますが、この監視カメラの成果というのは、ここに書いてありますように認識はされているだろうと、成果があるというふうに思っているとは思いますが、それを考えましたら穂波、筑穂、そして庄内、颯田がずっと増加傾向にありますのでこの地域にも監視カメラというのも当然考える必要があるのではないかと、このように思っておりますがこの点はいかがでしょうか。

○ 環境施設課長

委員、ご指摘のとおり飯塚地区につきましては、平成14年度から設置しております。その年度によって若干変動ございますが、減少気味にあると。それから、その他につきましては一応監視カメラという形で、不法投棄看板等々ですね。それから一基ですね、大変値段がいたしますので、ダミー的なもので抑止力をやっておるところもございます。実際そういう形の中で今後やっていきたいというふうに考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永末委員

電動式の生ゴミ処理機ですね。これは先ほど減ったところもあるということですが、私はゴミ袋が値上がりして、ものすごく今後不法投棄が増えていくんじゃないかと思うんですよ。前回の委員会の中で袋を小さくして、減量化すると、ゴミの出てるのを減らすんだという目的でしたということで聞いてますよね。そうした中で、やっぱり本当に減量化というのは、袋が小さくなくても数が余計に出てくると思うんですよ。それよりももっと、こうゆうコンポストとかですね、それとか生ゴミ処理機とかいうものを、どんどんみなさまに広く知らしめて、

とにかく生ゴミというものは、出さないでくれというぐらいにした方がいいんじゃないかと思うんですよ。そこのところで、過去においても、今後のそれに対する啓発運動ですかね、これを使って、ゴミを減らしてください、ということの願いというものはどんな風にしてあるのか教えてください。

○ 環境整備課長

質問者のご指摘のとおりですね、本当にそういうものは私たちも十分感じ取っております。ご承知のとおり今回の7分別、ゴミの減量化、リサイクルという流れの中で、色んなところにご説明にあがりました。そういう場所でも色々なご意見が、今言われたことも含めまして聞こえております。また、先ほどは事情のことを申し上げましたけども、私達といたしましては、色々なものを、色々な手段を考え合わせながら、色々な形でやっぱり、まずは啓発を強化していかなければならないというふうに考えておりますし、今回収集体制の見直しも行いました。そういう中でやっと飯塚市が、ひとつになったわけでございますが、それに併せましてゴミの出し方、そういったものの冊子も作り直しました。その中で今言われますようなことも含めまして、補助制度もちゃんとその中で掲載いたしております。また、先ほどもいいますように、市民のニーズに合わせて説明会の方にも行くように私どもは考えておりますし、現に最近で申し上げますと、説明会は一つ終わりましたけども庄内の方に日曜日に行っただと、そういったことを含めてどんどんですね啓発の方に力をいれていきたいと思っております。

○ 永末委員

本当にですね、これをどんどん啓発してもらってですね、どんどん減って、少ない量になっていくのが目的であろうと私も思います。そうした中で、今言われたように啓発の仕方によって、例えばこの間のそのチラシの中にずっと書いてあったと言われますよね。これについては一番住民的に気になったことは、袋がいくらになるのかということばかりで、今言われたような電動式の生ゴミ処理機とか、そういうものについては割りと目がいていないと、気持ちがそこに集中していなかったと、いうふうに私聞いているんですよ。こんなことがあってという中で、私はどちらかという、値段をあげることもいいけど、こういうものについては、過去3万円出たものが2万7,000円になっていると。いうことではなくてこの際、そこに3,000円また元に戻して、そしてどんどん増やしてくださいと、そしてゴミは減らしてくださいという方向を打ち合わされたらどうでしょうか。そこのところの啓発の仕方として、なんらかの形をですね、ピシッとなんか、本当にですね今、これをしたからこれとついでにやろうということではですね、あまり効果がないんじゃないかと思うんです。このことだけは、びっちりやろうという気持ちがあったら、どっかそこのところを教えてください。

○ 環境整備課長

補助金を戻すというところの検討は、差し控えるものですが、先ほどの繰り返しに一部なろうかと思えますけども、定期的な啓発は今までもやってきております。またその方法をですね、もっとやっぱり住民に、ただペーパーだけでいいというふうには考えないで、なんらかの形で、人がお集まりになる中でもですね、努めて啓発すすめていってですね、ゴミ減量化の推進にもっと努めたいと思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 瀬戸委員

まあ今啓発とおしゃってましたが、ゴミ袋が6月1日から変わりましたよね。5月15日から各所でシール、差額シールとか売っているということでしたが、ゴミのシールを貼っていない分がだぶん置いてあるのが目立っていますが、ちょうど変わり目でしょ、6月1日から。一編で新しいシールが貼っていなかったら持っていけないと。ちょっとね、なんかその辺はもう少し余裕を持った回収の仕方ができないのでしょうか。それと、どうしても市報だけでお知

らせられているので、周知徹底されていないようなところもあると思います。市報が来てないところもありますのでですね。それはどのように改善できる、今のところ1ヶ月間とかですね、何かそういう対策がとれるかどうか、お聞かせください。

○ 環境施設課長

6月1日からスタートしましたゴミの料金改定に伴います啓発関係でございますが、今年1月の15日の隣組回覧、それから2月1日、5月1日の市報等々でお知らせいたしております。また、4月から7分別が導入される穂波、筑穂、庄内、穎田の4地区を1月から3ヶ月かけまして、料金改定も含めまして説明会等々を実施しております。飯塚地区につきましては、自治会を通じてお知らせ、周知をお願いしているところでございます。また、販売店につきましても協力が不可欠でございますので、1月20日につきましては飯塚、庄内、穎田、22日につきましては穂波、筑穂地区を対象に販売店説明会を実施したところでございます。販売店につきましては、説明会を含め3回に亘り、売り場のところにこういうふうな、掲示をさせていただいております。基本的には1番買いにこられるところについて、6月1日にこういう形で変わりますという掲示もさせていただいております。

それから、直営、委託業者の収集車両、広報車で5月13日から20日間、第1回目ですね。それから5月28日から本日まで第2回目の広報実施でございます。庄内、穎田地区につきましては防災無線等々で市民のみなさんにお知らせすると。その他、市民のホームページにも掲載しておりますし、レース場にお越ししまして大型モニターで放映をお願いしております。その他に不動産業者、それから大学に協力をお願いしているところでございまして、さらに違反される地域、集合住宅等につきましては、事前にこういうふうなチラシを配布しているという対策をとらせていただいております。

委員ご指摘のように、現在、違反ゴミの状況でございます。今回収集のタイミングにつきましては、確かに月曜日、火曜日、確かに多くの苦情のご意見を受けております。差額シールがない違反ゴミについては、1回目につきましては、違反シールを貼らせていただきまして、2回目につきましては、基本的にですね量的に申しますと、具体的に6月1日月曜日でございます。これが、飯塚市全体で4,197件、これが2回目の木曜でございますが、625件と約80%ほど減少しております。これにつきましては、実際見にいきますと違反シールを貼られたところに、差額シールを貼られたというところもございます。全体的に我々がどうしても、排出者の分からない、特に集合住宅等々につきましては、衛生面か、2回目につきましては、その第1回目の残った部分を回収させていただいてる状況でございます。それから今日も火曜日の収集をやっているわけなんです、月曜日同様、のゴミ同様かなり違反シールが減っているものというふうにとらえております。

○ 瀬戸委員

相当な方法を使って周知徹底をされたということがよく分かりました。しかし、なにしろ今言われたように、それでも何百件もその状況が続いていると。今から暖かいですからね。生ゴミを置いたままにしていると、やっぱり近所の方にも悪臭などで迷惑かかると思うんですね。できましたら、今回まで持っていくますので、次回からこうしてくださいよといった、優しい方法といいますかね、そういうのが取れるのであれば、そのままほったらかして持って行かないというより、持って行っていただいて、次回は必ずそういうふうにしてほしいとお願いしていくと。ただししっかり見て行って、僕もじっと見たのですが、収集の方が見て、シールが貼ってなかったら、やっぱり、パッと置いていってますからね。その辺は少し優しい方法で対処していただければと思います。これは要望しておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 田中委員

ゴミ袋の値上げの際に代表質問等でも要望しておりましたが、所得の低い方、また高齢者の方、障害をお持ちの方に対しての対応をお願いしたいという要望しておりました。部長の方からしっかりと検討させていただきたいという旨の答弁があっておりましたが、今現在検討されているとおもいますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○ 市民環境部長

確かに、先の一般質問だったかと思えますけれど、そういう弱者の救済ということで、何らかの対応ができるものなら検討をしていきたいというような答弁をいたしたところでした。今現在やっているかということ、ご承知のとおり4月からの7分別化と6月1日からの値上げの改定と合わせまして、非常に私どもの方も多岐にわたって職員全体で対応いたしておりますので、具体的な内容というものは今のところまだ、胸にとめましてその中で考えておりますけど、今のところ具体的な内容ということはございませんので、申し訳ございませんが、そういう状況でございます。

○ 田中委員

予算委員会のときでしたけど、部長の方から胸に刻み付けておりますというふうな答弁があったかと思えますので、ぜひとも対応策を考えていただきたいと、これ要望でございます。よろしくをお願いします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 松本委員

今出ました値上げのゴミ袋とか啓発、こういったものを含めてちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、今回のゴミ袋の新しい部分ですが店舗に出始めたのは何日ぐらいからですか。

○ 環境施設課長

先ほどの、こういう形の中で、市民のみなさま方には5月の中旬という形で、一応お知らせしております。実際、5月の20日程度ぐらいからですね、販売店の方が販売所の方に取りに行かれまして、その状況等もですね23日、24日につきましては職員によりまして、店頭の実地調査を実施いたしております。なかなか、販売店の方に古いゴミ袋と、競合した点もありますが、実際に大型店舗等々みましても、だいたい5月の26日ぐらいには揃っていたんじゃないかというふうに判断しております。

○ 松本委員

6月1日から新しい袋になるんですね。それに5月の中旬ということは、みなさん方はゴミの収集の観点から、色々ものを言われると思うんですが、出す方としてはですね、市民サイド、6月1日から新しい袋でなければ持っていかない、またシール貼らないと持っていかない、なのにそのシールがどこに売っているかよくわからないとか、仕方がないからまず新しい袋を備えて、6月1日から新しい袋で出してゆっくりシールをまた後で買っていいと、早い話が、思われる方もたくさんおられたんです。でもその袋すらどこにいったら、新しい袋があるのかわからない。

今このビラを三枚出しましたとか、袋の売るところには掲げておりますと言われるんだろうと思いますが、掲げておられても理解されてないんですよ、現実。啓発と今言われるけれど、啓発も一生懸命されていると思います。しかし、飯塚市もここまでは協力しますから、一緒にゴミを減らす努力をしてくれませんか、先ほど生ゴミのことも出てましたけれどもね。そこまで飯塚市も協力しますから、ぜひ私たちみなさんが出す飯塚市のゴミを少なくしましょうと、それにはこうこうこういう施設の色々な経過がありますと、それを啓発していくのが、お役目なんですよ。ただゴミを減らしてください、それは一方的にみなさん方が言われよる啓発なんです。それではゴミは減らないし、なかなか回覧に出しよりも、市報に載せよりも言われても理解されてないんですよ、現実。それをですね、やっぱり行政側として、いつも同じ

ようなこういうやり方ではなくて、何かみんなに理解してもらう方法を考えないといけない。

ゴミを減らす、本気になって減らす方法を考えないといけない。それには市民サイドにだけお願いをするのではなくて、行政もここまでは予算化も付けましょう、人も出しましょう、だから一緒にやっていただだけませんかというのが啓発なんですよ。だから、今縷々出てましたけれどもね、たぶんみなさん方の答弁では各議員納得されていないと思いますよ。まあ、ああやって言われているからしょうがないかねと、たぶん優しい議員たちですから、思っていると思いますが、市民サイドに立ったときには、そんなことでは全然困るんですよ、持っていない。ハエは来る。ねこは犬はやぶるというような話なんですからね。だから、やっぱり行政として値上げをするならするで、お願いをするならするで、やはりちゃんとしたものを示した中での啓発をしてもらわないと、いくら啓発で回られてもですよ、暑い中、暗くなって回られても、私は成果として上がってこないと、そういうふうに思います。

ですから、やっぱり何らかの形で市と一緒にやろうとする姿勢をですね、ぜひ見せて頂かなくてはならないのではないのかなと思いますよ、ゴミ袋の件にしてもそうですよ、売り場が分からなかったり、シールがどこに行ったら買えるのかとか、6月1日から新しくなって、収集しないといってるのにですよ、5月の中旬とかそんなことがありますか。どうですか、その辺。

○ 市民環境部長

ご質問委員が言われますとおり、今回の6月1日のゴミ改定に際しまして、担当部署といたしましては予定通りで行けば、5月11日から小売店へ販売し、5月15日か小売店の店頭へ並べていただくと、いうことでお願いしていたところですが、小売店さんの事情、また販売面積の事情あたりで、なかなかその辺が非常に難しかった状況でございます。

ただ、言われますとおり5月15日がいいのかという状況のご質問もございましたが、私も非常に、今回一律に料金改定する中で、売り出せばある程度市民の方が、早めに買っただけなのかという気持ちもございました。ただ、その辺りが私と担当課、それぞれ検討する中で非常に反省いたしているところですが、どちらかというどぎりぎりに殺到されるという状況でございます、15日の段階で私も店頭と並んでいないという状況がわかりましたので、19日から総店舗、280店舗ございますが、そちらの方に急いで並べてくれという電話を全店にするとともに、文書もきちっと出してお願いしてきたところでございます。

先ほど課長が言いますとおり、時期的にはそれからまたずれたところで全店に並んだと思えますけれど、それでも最初の購入出足というのはどちらかというと少なく、どちらかというと新聞に出ましたとおり、あの段階から非常に殺到したという状況がございまして、小売店の仕入れと販売の数が合わないというところで、小売店品薄が生じてあるところにはあるんですが、そういう状況が乗じて非常にご不便をおかけしたことに対しましては、私も反省いたしとるところでございます。啓発関係、十分にやったつもりではございますが、その点も合わせて今後の反省材料として、今後の行政に役立てていきたいと思っております。

○ 松本委員

今言われますけれども、本当に出てなかったんですよ、新しい袋が。そしてシールもそこで売っているわけではないので、私のように6月1日から値上げで袋が変わるよと分かっている者でもどこに袋を出してあるのだろうか、私はですね逆に前の在庫があるから袋出さないのだろうか、こう思いました、正直。今度はそのシールを買いに行く場所が、みなさんにはなかなかご理解がいただけない。だから啓発で一生懸命やられているとは思いますが。回覧にも載せて、6月1日から上がりますよというのも色々出されていると思うんですが、市民サイドにしたら現実6月1日に袋を出して、前のとおりしか出していないので、この袋では持って行きませんというシールを貼られて、あらゴミ袋が値上がりして、これ何か貼らないといけなかったのねとか、袋を変えないといけなかったのねと、それが現実なんですよ。

だから、やはりそこら辺を回覧に出したとか、今、部長、各小売店に15日以降に本当に新

しい袋が出ているのか、問い合わせをして出てないというようなことでと言われましたけれども、これ民間の企業でそれだけ値上げをするのだったら、回って行って新しい袋は出ているだろうか、というのが普通ですよ。それを市民にそれだけお願いをするのであれば、負担をかけるのであれば啓発もさることながらでしょうが、新しい袋が出ているか出ていないか、店舗に並んでいるか並んでいないか、それを確認するのは行政の仕事じゃないですか。買いやすいように、お金は高くなりますがお願いをしますというのが普通でしょ。出てますか、まだ出してない、それはいけない、早く出しなさい、そんなことではですよ、それは少し言葉が違うかもしれませんが、大方間違いがないとこじゃないかと思えますよ。そういうことではですよ、市民にお願いをする中で、なかなかうまくいかない部分が多いのではないかなという気がします、ぜひとも、スタートしましたので賛成、反対色々あるにしても、それを出していただくようお願いをしていかなければならないわけですから、ぜひお願いしていただきたい、そういう段取りをです、してもらいたいというふに重ねてお願いしておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 瀬戸委員

浄化槽清掃のことで一言お尋ねを申し上げます。浄化槽、一般家庭の浄化槽ですが、浄化槽はだいたい業者さんが管理をしてあるようですが、一度、一般質問でも公明党の人見議員さんが汚泥収集の方ですかね。お聞きになったと思います。私も課長の方に一度お尋ね申し上げたと思いますが、それから何か、料金がバラバラで地区ごとによって変えられないと。非常に苦情が出た件につきましては、どのように変えることができたのか、できていないのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○ 環境整備課長

確かに色々なご意見もあった中で、色々と許可業者ともですね意見交換をしております。また市の立場、また市民の立場、指導する側ですね、適切に行っていただけるそういった立場も考え合わせながらですね、最終的にはお手元の資料の21ページをご覧頂きたいと思います。所管事務調査資料の21ページでございます。そこに一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者名というものを掲載させていただいております。その表の中の、左から3番目の段になりますけれども、今お尋ねのところはですね、この分ではないかと思えますが、浄化槽汚泥収集運搬業でございます。これにつきましては、飯塚地区は合併前からそもそも区域を設定しておりません。そこに掲げております4業者で行っているわけですが、特に穂波地区等につきましては、汚泥の収集運搬につきましてもし尿と同様にですね区域を定めておりました。そういう中で、本来は許可業者でございますので、業者が市民の方に対して納得のいく説明をするべきでありますし、またそういったところも踏まえて私どもは十分話し合いを持って参りました。それをまず、許可という中でしっかりやっていただくことを踏まえながら今回は処理施設単位で区域撤廃を行っております。そのことから前々からあった価格の高い安いというのが、今後解消されていくものと思っております。

○ 瀬戸委員

この収集運搬の許可権者は飯塚市だと思うんですね。今課長おしゃったようにその辺のお話をしてきて、なんとか区域割がなくなったと、いうことで、消費者としては選ぶことができるようになったということですか。一番安いところを選ぶことができると。選択の余地がでたということなんですか。

○ 環境整備課長

単純に高い安いというところで図れない部分もございますが、価格のみで言いますと今おっしゃるとおりでございます。

○ 瀬戸委員

それともう一点です。たとえばその、そういうところでどこでもいいよ、この業者の中であればどこでもお願いすることができる、これは非常にお約束どおり進展したなと思って、これ感謝しています。もう一点どうしても、この浄化槽というのはいわゆる薬品入れたりとか、一年に一回清掃したりとかですね、そういうことが出てきます。もしお金を払わなければ、一般の業者さんというのは、市と違ってとらないと思うんですね。そうなったときには、全然、集金に何度言ってもお金をくれないと、そうなると業者さんとしては、もうくれないところは行かないわ、ということになるだろうと思いますけど、その辺りのところは市のほうの対処はどのようにしてあるか教えてください。

○ 環境整備課長

私どもはたとえ許可業者ということであっても、業者任せにしているつもりはありません。当然検査等については法律に定めていますし、法律云々ということよりも十分に先ず市民の方に説明していただきたいと思っていますし、市民の方々から色んな相談があれば、私どもは十分に説明をしていくという中で、例えば検査がどここの方の分が行われていないというのは書類上判断できます。ただ、合併前合併後これだけの大きな市になりましたけども、その中で浄化槽そのものを把握できていない、どこに設定されてるか把握できていないところも一部ございます。そういったものを踏まえて、市として全体の台帳整理に取り掛かっているところです。これにつきましては検査をしています。福岡県浄化槽協会とか、当然大元の指導責任は県にございますので、県の方々とは色んな連携をしてその取り組みを始めたところです。先ほどから啓発のこと色々ご指摘をうかがっています、こういったことも踏まえてこの環境行政の中でもっとどういうふうな啓発したらいいのかは十分に検討して実施していきたいと思っています。

○ 瀬戸委員

大変しっかりした考えで行っていただいていると感謝もうしあげますが、答弁の中でもし検査をしなかったとか汚泥を収集していないところとか、はっきりここはやってませんよというのは上がって来るわけですか。

○ 環境整備課長

具体的にどこが悪いというところまではまだ聞いていません。ただ何かと再三お願いして、やっと検査をしていただいたとか、そういう状況はあります。ただ、まず検査をしてなければ当然これは異臭が起きますので、それを踏まえたらおそらく無いと思いますが、ただ検査の中でも数値がちょっと高いとかいったものがいろいろ見受けられます。その辺も県のほうに強く指導をお願いしていますし、私どもが先ほどから言っていますようにこれは許可だから、これは県だからという考えは無いということも業者さんの方と話し合いを持っています。ですからそういった業者さんのほうから教えてくださいと、その中で市も一緒になって市民に対して一緒に説明なりお願いをして今後色んな問題が生じないように努めていきたいと思っています。

○ 瀬戸委員

許可権者として、業者さんとそういった形で話しを進めていく中で、ここは全然お金を払わないから、してないというところ、業者さんから言ってこないと分からない状況だと思えますよね、その辺もしっかりお願いもしていただきたいと思っています。そうしないと浄化槽が汚泥槽になってしまうわけです。浄化されずに河川に流れていくとそうすると全体の河川汚染に繋がっていくということになりかねませんので、市が全体的に管理していればそういうことは無いでしょうが、どうしても民間になると商業ベースで採算の取れないところへは行かないという形になりますので、しっかり把握して指導をお願いしたいと要望しておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 鯉川委員

質問というよりも要望になるとと思いますが、資料の6ページで飯塚市の人口のところ外国

人の割合が1380人いらっしゃるわけですよ、市民課のほうの外国人登録という看板とかがあるんですけど、5,6年前までは外国人登録と日本語で書かれて英語もなかったんですよ、外国人の方がこられて日本語しかないのはおかしいだろうということで、なんとか英語で小さく書かれています。今車いす国際テニス大会とか色々な国際的なイベントをやっている中でせめて案内板がハンブルと中国語と英語と、この辺まではやらないと福岡県下で4番目の都市の飯塚がおかしいんじゃないかと思うんですがその辺の検討というのはいかがでしょうか。

○ 市民課長

庁舎内につきましては色々な案内板があると思いますけど私も正直把握していませんが、気がついたところがございますら関係部署と協議させていただきたいと思います。

○ 鯉川委員

全部が全部と言ってるんじゃないんです。せめて外国人が来られて外国人が必要な場所っていうんですか、そこだけでもしていただければ外国人が来て日本語で外国人登録って書いてあってもなんやろかって感じですよ。だからそこだけお願いしておきます。

○ 委員長

ほかにありませんか。

(質疑なし)

暫時休憩いたします。

休憩 13:58

再開 14:10

委員会を再開いたします。

次に、教育部について質疑を許します。

○ 永露委員

久しぶりの文教の委員会ですので力を入れてやりたいと思っています。まず基本的なことをおたずねいたしたいんですが、いわゆる教育長を中心とする教育委員会なるものがありますが、この教育委員会と例えば、議会、当該委員会との関係、どういう立場関係になりますでしょうか。具体的に言えば今日は所管事務の調査ということになります。簡単に言えば当委員会の所管事務に属するのかどうかということです、平たく言えばですね。

○ 議会事務局次長

教育委員会の所管事務につきましては市民文教委員会の所管に属するものと考えられます。

○ 永露委員

そうしますと、教育委員会というものにつきましては、俗に言われております市長部局から独立した行政機関であるというふうにいわれております。そういわれますと言葉の上からは理解はできます。理解はできますが実態はどうかと。果たして独立した行政機関なのかどうか、ということで通常言われます教育委員会は市長から独立した行政機関であるという位置づけがなされておりますので、この点についてどのような形で市長から独立しておると、ということを少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:12

再開 14:14

委員会を再開いたします。

○ 教育総務課長

教育委員会に関する規定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会の設置が定められておるところでございますので、これに基づいて教育委員会の組織があると認識しております。

○ 永露委員

答弁になっておりません。非常に微妙なところだろうと思うんですけども、文字の上からきちっとこういうふうに語られておるわけです。市長から独立した行政機関であるというふうにいわれておるんですから、何らかの形で独立した独自の行政機関としての生き方、やり方が当然あってしかるべきだと思うんです。そのことについては、原則として市長の介入はできないんだと、それについては介入しないだと、それは教育委員会の独自性を持ってやりなさいと、やっついでいいんですよというのがここに書かれている独立した行政機関だというふうな位置づけだろうと思うんですけども、例えばそういうふうな具体的な、何かこれまでやられたことはございますか。

○ 教育長

今総務課長の方で話しましたように、通称、地教行法と言ってるんですけども、その中に教育委員会の設置が決められまして、教育委員会の役割等が掲げられております。ですから教育委員会の中で、学校教育をはじめ生涯学習関係の色々な事業内容等についても教育委員会に諮って決定していっているという分はいくつもあるわけでございますので、そのあたりにつきましては、一応、一般行政いわゆる市長部局からは独立した形で運営しているというふうに思っております。ただ中身によってはですね、もちろん条例等については議会の承認がいるわけですから、議会に諮るというかたちになります。そういうときには当然議会に諮るわけでございますので、市長等にも相談しながら、こういうかたちで議会に諮っていくとか、いうことについては相談したりとかいうことは当然起こってくると思います。

○ 永露委員

例えば、教育長もそうですけれども、いわゆる教育委員の一人でありますので教育委員につきましては、議会の同意を経て市長が任命をするというふうな形になって当然市長の任命についても責任が生じますし、我々議会もそれに同意する以上は、それに対しての大きな責任を負うことになるわけです。議会も。いわゆる執行部も議会も合わせて同じような責任を、大きな責任を負うことになるんだと思います。それで、例えば言葉の上では独立した行政機関であるといわれながら、実際に何がやれるのかになると、ものすごく制約される。独自性を打ち出そうといってもなかなかできることではない。なぜならば、そこに伴う予算、これは市長部局が持っております。予算ないでしょ。持っていますか何か。何もありません。でも今何かをやるうとすれば、何がしかの予算的なものは当然伴いますけれども、それすらも現状においては予算というものに対しても与えられていない。それは、市長部局が持っているという状況の中で教育委員会は何がしかの成果を出していかなければならないというのが、現状なんだろうと思いますけれども、そこに非常にやられる上でギャップがあろうと思うんですけどもね。それは感じられたことはないですか。もうそうなっているから仕方ないんだと、与えられた範囲の中で粛々とやるだけだというふうにお思いになっておられるのか、それとも現状ではこうだけでも、本来ならばこういう形での姿であって欲しいとか、こうして欲しいとか、それは予算を含めて市長に対しての思いというものもあろうと思うんですけども、その点については教育長、現場におられる方としては、いかなる認識を持っておられますか。

○ 教育長

確かに、予算、財政的なものについては市長部局の方で担っているということでございますけれども、次年度の事業を計画するとき、新しい事業を計画するときについては教育委員会内部でしっかり検討して、必要な予算については、やっぱり必要なお金が欲しいということで対財政課と話し合いを進めてきて、今まで基本的には予算措置をしてもらったと思っております。ただ、時には我慢しないといけない場面も出てくるかも分かりませんが、それはそれとして十分話し合いの中で決めていったと思っておりますので、独立した機関であるという、その独立している分野については教育委員会の中でも十分話し合いができたし、話し合いの中で決

定していったし、今までも実際事業もやってきたというふうに思っております。

○ 永露委員

立場上、微妙なところがあると思いますが、やっぱり市長部局からの独立というのが謳われておる以上、そこにその範囲内であっても結構ですから、その中での範囲の中であっても多少なりとも教育委員会としての独自性をぜひ打ち出していきたい、と思っております。それともう一点、私の考えが間違っておるのか分かりませんが、お尋ねをいたしますが、例えば副市長は常勤の特別職といわれておりますが、しかし教育長は常勤の一般職なんですよ。素朴な疑問を持ったのですが、昔は教育長も含めて特別職とか、三役とかいうイメージがあったもので、でも現実には特別職ではなくて常勤の一般職になるんですけども、これはどういった観点からこういうふうになったのですか。私は素朴に疑問を感じたんです。何で特別職では駄目なのかなとか、いうふうに思ったのですが、何で一般職なのかなと。法律でこういうふうになっておりますから仕方ありませんと言われればそれまでですけども、それはそれで結構ですけども、お答えください。

○ 教育長

すみません。私自身がそのことについてよく承知しておりません。調べてみます。

○ 委員長

暫時休憩いたします

休 憩 14:25

再 開 14:25

委員会を再開いたします。

○ 教育部長

教育長が自治法上は一般職というふうに規定されておりますけれども、これがなぜ市長、副市長、特別職と違ってそういう規定されたのかは承知いたしておりません。申し訳ございません。

○ 永露委員

私も素朴に疑問を感じたのであって、またお調べになって個人的で結構ですから教えてください。この他の点についてもたくさんありますけれども、また機会をみておいおいやっていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、生涯学習部について質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結します。お諮りします。「所管事務の調査について」は調査終了としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって「所管事務の調査について」は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、9件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「住民基本台帳施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う住民基本台帳カードの変更に
ついて」報告を求めます。

○ 市民課長

市民課から報告いたします。住民基本台帳カードの変更についてでございます。総務省省令の改正によりまして、住民基本台帳カードが平成21年4月20日から本人確認機能が強化されたものになっております。今までの住基カードも引き続き使用はできますが、市民からの交換の申し出がある場合には、旧カードの回収によって新規の交付として取り扱い平成23年3月31日までは手数料を無料とする取り扱いとしています。お手元に資料を配布していると思います。この資料は総務省が発行のチラシで市民課の窓口に置いているものでございます。表には、新しいカードの様式が記載されております。また、裏には変更内容などが記載されております。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「臨時ごみ収集に係るつり銭等の盗難事件について」報告を求めます。

○ 環境施設課長

「臨時ごみ収集に係るつり銭等の盗難事件について」ご報告申し上げます。今回の事件は環境施設課で実施しております、収集に業務のうち、一時に大量に排出される家庭系一般廃棄物（臨時ゴミ）を、市民からの申し込みにより、環境美化係が2トン車一台につき5,250円の処理料金で戸別収集を行っている中で発生したものです。日時は平成21年4月27日月曜日、13時頃から14時頃間の作業中に、ごみ収集車両2トン車トラック内に置いていました、つり銭用等を収納していたバック一式の盗難事件が発生したものでございます。なお、4月27日に盗難された物につきましては、領収書綴り、現金取り扱い印、それからつり銭現金10,000円でございます。盗難されたバックの中の一部である領収書綴りは、環境美化係職員が4月28日に発見いたしました。それ以外はいまだに発見には至っておりません。

盗難時及びその後の対応につきましては、4月27日13時頃、臨時ゴミ収集作業のため、公金等を収納したバックを持参し、13時頃から14時頃に依頼先の収集作業を行い、作業終了の14時頃、収集車にバックを取りに行ったところ、紛失に気づき、現場付近を捜査いたしました。直ちに飯塚警察署に盗難届出を行い、また、同日、紛失した現金取り扱い員職印の無効の告示を行い無効の手続きを行ったところでございます。

同日、業務終了後、職員全員で現場の捜索を行いました。翌、4月28日8時30分頃から再度、環境美化係で盗難現場周辺の捜査を行ったところ、11時頃に現場から約1.1km離れた白山神社前のバス停裏で領収書の綴りを発見し確認した結果、発行済み、発行前の全てを回収し、飯塚警察署に通報しましたが、他の盗難物品につきましては発見には至っておりません。

このたびは、市民の皆様及び関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後、二度とこのようなことがないように、徹底した管理に努め、各職員の意識改革を図り、職員相互のチェック体制の強化にすすめて参ります。具体的な取り組み内容としては、事件後ただちに全職員に対し研修を行い、収納バックにつきましてはウェストポーチに変更いたしております。また、今後各係ごとに2ヶ月に1回を目安に、職員研修を実施してまいります。以上報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「ごみの7分別収集について」報告を求めます。

○ 環境施設課長

「7分別収集について」ご報告を申し上げます。平成18年3月26日に1市4町合併し、飯塚市となりましたが、ゴミの分別につきましては飯塚地区におきましては7分別、その他の地区につきましては4分別ということで、今回、平成21年4月より、穂波・筑穂・庄内・穎田でも飯塚地区と同様の分別収集の方法を統一し、7分別収集体制といたしました。別紙資料をお願いします。新規3分別資源物等搬入状況等でございます。左端の計の欄が飯塚市の回収でございます。それぞれ飯塚地区、穂波地区・筑穂地区・庄内地区・穎田地区という形でそれぞれ、資源物の回収量を記載しております。飯塚市につきましては、平成10年4月から実施したということございまして、収集量39,270kg、全体の84%、今回実施しました穂波・筑穂・庄内・穎田につきましては、7,390kg、約16%ということになっております。4地区につきましては新規に3分別による資源物収集を開始したばかりということもあり、搬入量につきましては、まだまだ少ない状況にありますが、今後とも市民へのみなさまへの啓発を行うと共に、ゴミの減量化及びリサイクルの推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市立小中学校のガラス破損事案について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

「飯塚市立小中学校のガラス破損事案について」報告をいたします。まず、飯塚市立穎田中学校のガラス破損事案についてですが、平成21年5月12日深夜から13日未明にかけて、学校内の1階校舎のガラス16枚が棒等による破壊行為により、破損されました。翌日には完全な復旧することができましたが、被害金額は74,250円となっております。

また、飯塚市立飯塚小学校では平成21年5月16日土曜日の深夜、プールの更衣室の窓ガラスを5枚破損されました。プールの内外を調べますと、エアガンの弾が数発見つかったところでございます。被害金額は18,270円となっておりますが、それぞれこの2件につきまして警察の現場検証のうえ被害届を提出しているところでございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「学校開放日について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

「学校開放日について」報告をいたします。飯塚市学校開放日につきましては、市内全小中学校が一斉に学校を開放し、教育活動を公開することを目的として、保護者・地域に対して教育活動への理解と協働意識を高めるとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進することを目的としております。本年度は、昨日6月4日にまず第1回目を実施いたしました。34校全校で3,238名の参加をいただきました。小学校では減少でしたが、中学校では参加者が増という結果でございました。第2回目は11月12日の火曜日に実施予定でございます。今後とも小中学校については、学校の特色を生かした公開ができるよう指導いたしますとともに、参観者の更なる拡充が図られるように啓発活動にも努めてまいりたいと考えております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「中学生海外研修事業について」報告を求めます。

○ 生涯学習課長

「中学生海外研修事業について」ご報告いたします。今年度の中学生海外研修事業につきましては、4月1日から17日までの募集期間経て、市内在住の中学生36名から申し込みがあり、4月25日に選考試験を行いました。当日は2名の欠席があり、34名が受験し、上位25名の研修生を選考いたしました。

しかしながら、4月28日にテレビ、新聞等において研修予定国の隣国であるニュージーランドでの「新型インフルエンザ」の感染が確認されたことを受け、情報の収集を行ったところ、県内において類似事業を実施している市町においても、海外研修事業の中止が決定されていることから、今年度の海外研修事業のあり方について内部会議を重ねてまいりましたが、5月9日に海外研修予定地であるオーストラリアでの感染確認を受け、本市においても事業の自粛を前提に検討を行いました。

また、5月11日に委託予定業者など、関係者との意見交換を行い、総合的に判断した結果「生徒の安全を第一に考える」事から、今年度の海外研修事業の中止も止むを得ないものと判断し、5月14日に開催されました教育委員会会議において、海外研修事業の中止をするまでの経緯について報告を行い、最終的に決定がなされた次第でございます。

また、中学生海外研修事業の中止につきましては、研修予定者である25名の保護者全員に事前に電話連絡を行い、5月16日に予定しておりました、第1回目の事前研修を、急遽、研修中止に伴う保護者説明会へと変更をし、海外研修事業を中止するに至った経緯説明を行い、ご理解をいただきました。

なお、当日欠席された7名の保護者の方につきましては、後日、保護者説明会での内容を記した文章を同封し報告をさせていただき、欠席された保護者の方にもご理解をいただいております。また、資料でございますが、5月16日の保護者説明会で配布したものでございます。以上、簡単ではございますがご報告いたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 瀬戸委員

25名の海外研修中学生が決まっていたということですが、今回中止になったと。来年また何もなければ海外研修をやられると思うんですけど、この25名の方はそのまま行かれる権利を引き継ぐとかそういうことはあるんですか。

○ 生涯学習課長

研修生は1年生から3年生まで公募の対象としておりますので、色々検討した結果、そういうことはなく、中止という時点で切っております。それからまた来年、そういうかたちで応募者を増やすとか、そういうことも今のところ考えておりません。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「旧伊藤伝右衛門邸の入館状況について」報告を求めます。

○ 文化財保護課長

旧伊藤伝右衛門邸の入館状況につきましてご報告いたします。お手元に配布しております入館状況をご覧ください。平成19年4月28日に開館し、本年4月27日で2年を経過し、5月末までの入館者は、397、114名であります。平成20年度は142、897人で、平成19年度の入館者に比べて約60%に減少しております。

入館者数を月別に見ますと、5、6、7月が大幅に減少しておりますが、初年度は、これまで未公開であったため、もの珍しさで入館者が多かったためと考えます。しかし、華道家の假

屋崎省吾の生け花展を実施した10月、麻生大浦荘と同時公開しライトアップした11月、「筑前いづか雛まつり」の会場となった2、3月は、前年度と比べて入館者の減少が少なく、特に、2月は前年度より約2,000人多く、これは大広間に座敷雛を飾るなど展示を充実させたためと考えます。

今後、入館者を維持するためには、企画展の充実や周辺の観光施設との連携、広報活動が課題であると考えております。また、邸内を案内するボランティアガイドが人気で、説明を受けた人が友人を連れて入館することが多く見られます。商工観光課と連携して、ガイドの育成、充実を図るとともに、9月には福岡市のデパートで柳原白蓮の展覧会が計画されていますので、その開催に合わせた企画展を開催し、他施設とも連携して入館者の確保に努めたいと考えております。なお、五月人形展では旧伊藤伝右衛門邸と歴史資料館の共通券を発売したところ好評でしたので、秋の企画展でも発売を予定しております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市 穎田体育館のガラス破損事案について」報告を求めます。

○ スポーツ振興課長

「飯塚市 穎田体育館のガラス破損事案について」ご報告いたします。平成21年4月13日、8時半頃、穎田体育館の清掃作業員より体育館窓ガラスが破損しているとの連絡が穎田公民館を通じ、スポーツ振興課に入ってまいりました。ただちに被害状況の確認をしたところ、なにか棒状の物での破壊行為により窓ガラスが11枚、破損していることを確認いたしましたので、飯塚警察署に連絡、担当職員立会いのもと穎田交番の署員による現場検証が行われました。その後、被害届を提出するためガラス業者に見積を依頼し、同日13時頃、穎田交番に器物損害の被害届を提出、同時に業者にガラスの修繕を依頼しガラスの入れ替え作業を完了して完全復旧いたしております。なお、被害金額につきましては49,896円でございます。この件に関しまして、報告が遅れましたことにつきましては、誠に申し訳ございませんでした。今後、こういったことのないよう十分注意し業務遂行にあたる所存でございます。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております工事請負契約報告書により報告いたします。

今回報告をいたします2件の工事は、大規模改造工事でございます。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、建築一式工事のI等級に格付けされる要件等を決定し、4月24日に入札公告を行い、5月19日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、14者から入札参加申請があり、資料1ページの伊岐須小学校大規模改造(その4)工事につきましては、予定価格1億1,442万6,900円に対し、落札額9,726万2,550円、落札率84.99%で三協技建株式会社が落札しております。

次に、資料2ページの飯塚第一中学校大規模改造(その3)工事につきましては、先ほどの「伊岐須小学校大規模改造(その4)工事」を落札いたしました三協技建株式会社を除く、

13者による入札を執行いたしましたが、予定価格7,349万6,850円に対し、落札額6,247万1,850円、落札率84.99%で泰建工業株式会社が落札しております。

今回の2件の入札につきましては、それぞれ2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づくくじ引きの結果、落札者を決定したものであります。

以上簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 14:58